

環境技研通信



株式会社 環境技研 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1 TEL 027-372-5111 営業部発行

第 27 巻第 5 号(通巻 137 号)

9 月号 2025 年 9 月 1 日

令和8年度より水質基準化となる「PFOS及びPFOA」について

令和8年4月1日より、水道水においてPFOS及びPFOAが水質管理目標設定項目から水質基準に引き上げることが決定しました。水質基準の健康関連項目が31項目から32項目となり、生活上支障関連20項目と合わせ全52項目に変更となります。

PFOS 及び PFOA の規制等の状況

- ・化学物質審査規制法(化審法)に基づき製造・輸入等を原則禁止(PFOS 2010年、PFOA 2021年)
- ・公共用水域、地下水におけるPFOS及びPFOAについて「指針値」(合算値で50ng/L)を設定(2025年)
- ・水道水におけるPFOS及びPFOAの水質基準(合算値で50ng/L)を設定(2025年)

PFOS及びPFOAの検査回数の判断

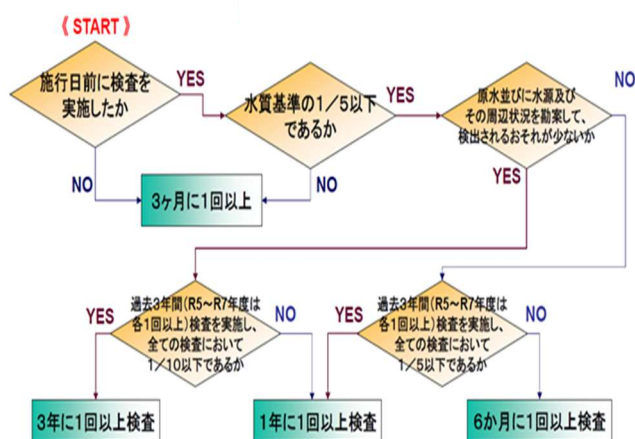
検査回数は原則3か月に1回ですが、簡易水道・専用水道等は条件を満たせば検査頻度の減少が可能です。また全量受水の場合、条件を満たすことで検査を省略することが可能となります(下図を参照)。

※検査頻度の減少については、施行日前に検査を実施していることが前提となります。ただし、令和9年度以降は、施行日後の検査結果をもとに判断することができます。

※全量受水を行っている簡易水道事業および専用水道は、検査頻度減および検査省略をそれぞれ検討し、いずれか一方を適用することができます。

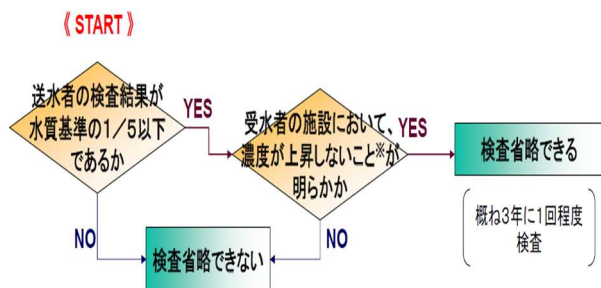
○簡易水道事業・専用水道のみ適用

- ・配水系列ごとに判断を行う
- ・検査頻度を減じた後に、水質基準の1/5を超過した場合、その時点から「3か月に1回以上」の検査となる(1年間)



○全量受水の場合、上水道事業・簡易水道事業・専用水道のみ適用

- ・配水系列ごとに判断を行う
- ・複数の送水者から受水する場合は、いずれの検査結果においても水質基準の1/5以下であること
- ・省略後に送水者の検査結果において水質基準の1/5を超過した場合、その時点から「3か月に1回以上」の検査となる(1年間)



環境技研ではPFOS及びPFOAの分析も対応しておりますので、ご依頼・ご相談は弊社までお気軽にお問合せ下さい。



弊社ではラボ見学も随時募集しておりますので、ご希望の方はホームページよりお申し込みください✨

<https://www.get-c.co.jp/>



低濃度PCB廃棄物の適正処理支援が始まっています！

低濃度PCBに汚染された廃棄物を保管する事業者は、令和9年3月31日までに適正に処理しなければなりません(高濃度の処理期限は令和5年3月31日まででした)。環境省は低濃度PCB廃棄物の処理期限を今後延長しない考えを示し、処分期限までの適正処理を加速化させるため、個人事業主を含む中小企業に対する助成金制度を創設しました。対象となる事業者は申請をすることで分析費用及び処理費用に対して、それぞれ補助率2分の1の助成金の交付を受けることができます。

助成金交付申請期限は、令和7年4月1日から令和8年3月31日ですが、予算が終わり次第終了となります。助成対象者の条件等の詳細は、公益財団法人産業廃棄物処理事業復興財団ホームページをご参照ください。

<https://www.sanpainet.or.jp/joseikin/page2.html>

またPCBの分析及び処理は、交付決定通知書を受領した後に実施する必要があり、交付決定通知書の発行よりも前に分析や処理を実施した場合、助成金の交付はされませんので注意が必要です。



低濃度PCB廃棄物に関する分析のご依頼、ご相談の際は弊社までぜひお問い合わせください。

インターフェックス東京ご来場ありがとうございました

令和7年7月9～11日に東京ビッグサイトで行われました、第27回インターフェックスWeek東京に出展しました。

今年も多くのお客様に足をお運びいただき、おかげさまで大盛況のうちに終了しました。

お越しいただいた皆様、誠にありがとうございました。



今年のブースの様子

バイオ医薬品分析のご紹介～ペプチドマッピング～

ペプチドマッピングとは、タンパク質を化学的又は酵素的に処理することでペプチド断片とし、その断片を高い再現性で分離確認を行う試験です。また分析データからタンパク質の全配列情報(アミノ酸配列分析)や翻訳後修飾、抗体薬物複合体(ADC)の薬物結合位置等の解析を行うことができます。

バイオ医薬品は、遺伝子組換え技術や細胞培養技術等のバイオテクノロジーを応用して製造される医薬品の総称です。バイオ医薬品の製造において、不均一性を生じる要因が多くあり、その変動は効き目を左右するのみではなく、深刻な副作用を引き起こす可能性があります。そのため開発から製造までの各段階で、変異の確認をする必要があります。弊社では、バイオ医薬品の品質評価方法の一つとして、ペプチドマッピングを行っています。



SDS電子管理、始めませんか？

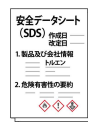
厚生労働省は、令和7年3月に労働安全衛生法第57条の2に基づく化学物質の危険有害性情報の通知(SDSの交付等)をより迅速かつ的確に行うため、SDS情報を電子的に交換する標準的なフォーマット及び利用マニュアルを作成し公開しました。

この標準的なフォーマットを活用したSDSデータの作成を支援するため、令和7年度から化学物質の譲渡・提供者等がフォーマットを活用するため自社システムの改修を行う場合や、新たにシステムを導入する場合等において、中小企業を対象に、必要な費用の一部を補助する「SDS電子化補助金制度」が創設されました。

交付額は該当システムの導入に掛かった経費の2分の1(上限:100万円)となります。

申請受付期間は、令和7年8月1日から11月30日です。詳細は、特別民間法人中央労働災害防止協会ホームページをご参照ください。

<https://www.jisha.or.jp/chusho/sds/>



〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

TEL 027-372-5111 FAX 027-372-5001

URL <https://www.get-c.co.jp>

E-mail 本社 info@get-c.co.jp